

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年2月17日（令和5年（行情）諮問第210号）

答申日：令和5年6月22日（令和5年度（行情）答申第131号）

事件名：関係民間団体との会合届出書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成30年関係民間団体との会合届出書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月22日付け特定記号69により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示部分は個人に関する情報に該当しない。不開示部分は他の行政文書の開示請求では開示されており、すでに公になっている。職員の飲食代を税金で負担した利害関係者との懇親会等との届出書は、利益供与の有無が確認できるようすべて開示すべきである

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月22日付特定記号69により処分庁が行った一部開示決定（原処分）について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、別紙の一連番号1ないし23に掲げる不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）は他の行政文書の開示請求では開示されており、既に公になっているとして、本件不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、会合の相手方の主要出席者の所属、役職及び氏名が記載されており、これらの情報は、一体として法5条1号の特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

ところで、会合の相手方はいずれも関係民間団体等であり、当該会合への出席は、特定の個人が関係民間団体等の構成員として出席しているものと認められる。

法5条は、1号において「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、2号において「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定めて、個人に関する情報と法人等に関する情報とをそれぞれ異なる類型の情報として不開示事由を規定している。これらの規定に照らせば、法においては、法人等を代表する者が職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての不開示事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、法5条1号の不開示情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にある者（以下「代表者等」という。）が当該法人等の職務として行う行為に関する情報が含まれると解するのが相当である（最高裁判所平成15年11月11日判決（民集57巻10号1387ページ）参照）。

以上を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(1) 一連番号1, 10, 12, 20及び23

当該不開示部分には、特定団体1における特定個人1の役職名（以下「特定役職1」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職1は特定団体1の代表者等と認められるところ、特定役職1である特定個人1が税務当局との会合に出席することは、特定団体1の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定役職1及び特定個人1の氏名は、法5条1号の不開示情報には該当せず、また、これらを公にしたとしても、特定団体1の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該不開示部分は法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 一連番号2, 9及び17

当該不開示部分には、特定団体2における特定個人2の役職名（以下「特定役職2」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職 2 は特定団体 2 の代表者と認められるところ、特定役職 2 である特定個人 2 が税務当局との会合に出席することは、特定団体 2 の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定役職 2 及び特定個人 2 の氏名は、法 5 条 1 号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体 2 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該不開示部分は法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 一連番号 3, 8 及び 2 1

当該不開示部分には、特定団体 2 における特定個人 3 の所属部署（以下「特定部署 1」という。）、役職名（以下「特定役職 3」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職 3 は特定団体 2 内の部署の長ではあるものの、特定団体 2 の代表者等とまでは認められないことから、特定役職 3 である特定個人 3 が税務当局との会合に出席することが、特定団体 2 の行為そのものと評価される行為とまではいえない。

また、特定個人 3 の氏名は、開示請求日時点で、特定団体 2 のウェブサイト等で公表されておらず、法 5 条 1 号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

一方で、特定部署 1 については、一連番号 3 は「会合開催の趣旨」欄で、一連番号 8 及び 2 1 は「団体名」欄及び「会合開催の趣旨」欄で、既に開示済みであることが認められる。

以上のことから、当該不開示部分のうち、特定役職 3 及び特定個人 3 の氏名を法 5 条 1 号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、特定部署 1 については開示すべきである。

(4) 一連番号 4 及び 1 4

当該不開示部分には、特定団体 3 における特定個人 4 の役職名（以下「特定役職 4」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職 4 は特定団体 3 の代表者と認められるところ、特定役職 4 である特定個人 4 が税務当局との会合に出席することは、特定団体 3 の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定役職 4 及び特定個人 4 の氏名は、法 5 条 1 号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体 3 の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該不開示部分は法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 一連番号 5, 1 1, 1 5 及び 1 9

当該不開示部分には、特定団体 4 における特定個人 5 の役職名（以下

「特定役職 5」という。)及び氏名が記載されている。

特定役職 5は特定団体 4の代表者と認められるところ、特定役職 5である特定個人 5が税務当局との会合に出席することは、特定団体 4の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定役職 5及び特定個人 5の氏名は、法 5 条 1 号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体 4の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該不開示部分は法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(6) 一連番号 6

当該不開示部分には、特定団体 5における特定個人 6の姓及び役職名(以下「特定役職 6」という。)、特定個人 7の姓及び役職名(以下「特定役職 7」という。)並びに特定個人 8の姓及び役職名(以下「特定役職 8」という。)が記載されている。

特定役職 6及び特定役職 7は特定団体 5の代表者等と認められるところ、特定役職 6である特定個人 6及び特定役職 7である特定個人 7が税務当局との会合に出席することは、特定団体 5の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定個人 6の姓及び特定役職 6並びに特定個人 7の姓及び特定役職 7は、法 5 条 1 号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体 5の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

一方、特定役職 8は特定団体 5内の部署の長ではあるものの、特定団体 5の代表者等とまでは認められないことから、特定役職 8である特定個人 8が税務当局との会合に出席することは、特定団体 5の行為そのものと評価される行為とまではいえない。

また、特定個人 8の氏名は、開示請求日時点で公表されておらず、法 5 条 1 号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

以上のことから、当該不開示部分のうち、特定個人 8の姓及び特定役職 8を法 5 条 1 号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、特定個人 6の姓及び特定役職 6並びに特定個人 7の姓及び特定役職 7は法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(7) 一連番号 1 3 及び 1 8

当該不開示部分には、特定団体 5における特定個人 6の姓及び特定役職 6並びに特定個人 7の姓及び特定役職 7が記載されている。

上記(6)のとおり、特定個人 6の姓及び特定役職 6並びに特定個人 7の姓及び特定役職 7は、法 5 条 1 号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体 5の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、特定個人6の姓及び特定役職6並びに特定個人7の姓及び特定役職7は法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(8) 一連番号7

当該不開示部分には、特定団体2における特定個人9の所属部署（以下「特定部署2」という。）、役職名（以下「特定役職9」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職9は特定団体2内の部署の長ではあるものの、特定団体2の代表者等とまでは認められないことから、特定役職9である特定個人9が税務当局との会合に出席することは、特定団体2の行為そのものと評価される行為とまではいえない。

また、特定個人9の氏名は、開示請求日時点で、特定団体2のウェブサイト等で公表されておらず、法5条1号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

一方で、特定部署2については、一連番号7の「団体名」欄及び「会合開催の趣旨」欄で、既に開示済みであることが認められる。

以上のことから、当該不開示部分のうち、特定役職9及び特定個人9の氏名を法5条1号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、特定部署2については開示すべきである。

(9) 一連番号16

当該不開示部分には、特定団体6における特定個人1の役職名（以下「特定役職10」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職10は特定団体6の代表者と認められるところ、特定役職10である特定個人1が税務当局との会合に出席することは、特定団体6の職務として行う行為であることは明らかであるから、特定役職10及び特定個人1の氏名は、法5条1号の不開示情報には該当せず、また、これを公にしたとしても、特定団体6の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことから、当該不開示部分は法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 一連番号22

当該不開示部分には、特定団体2における特定個人10の所属部署として特定部署1、役職名（以下「特定役職11」という。）及び氏名が記載されている。

特定役職11は特定団体2内の部署における役職ではあるものの、特定団体2の代表者等とまでは認められないことから、特定役職11である特定個人10が税務当局との会合に出席することは、特定団体2の行

為そのものと評価される行為とまではいえない。

また、特定個人10の氏名は、開示請求日時点で、特定団体2のウェブサイト等で公表されておらず、法5条1号イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

一方で、特定部署1については、一連番号22の「団体名」欄及び「会合開催の趣旨」欄で、既に開示済みであることが認められる。

以上のことから、当該不開示部分のうち、特定役職11及び特定個人10の氏名を法5条1号に該当するとして不開示としたことは妥当であるが、特定部署1については開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の「諮問庁が開示すべきとする部分」欄に掲げる部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、別紙の「諮問庁が開示すべきとする部分」欄に掲げる部分を除く部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審議
- ④ 同年5月31日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書であり、処分庁は、その一部につき、法5条1号に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、本件不開示部分のうち、別紙の「諮問庁が開示すべきとする部分」欄に掲げる部分を新たに開示するが、その余の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすべきとしている。

そこで、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、税務署の職員が関係民間団体の会合に出席する場合に作成する届出書であり、本件不開示維持部分には、会合に出席した各団体に所属する特定役職3及び特定個人3の氏名、特定役職8及び特定個人8の姓、特定役職9及び特定個人9の氏名並びに特定役職11及び特定個人10の氏名が記載されていると認められる。
- (2) 当該情報は、いずれも法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。
- (3) 当該情報の公表慣行について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、各団体において当該情報は公表されていないとのことであるから、法5条1号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められず、当該情報は個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。
- (4) したがって、本件不開示維持部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

一連 番号	会合日	不開示部分	諮問庁が開示すべきとする部分
1	平成30年1月12日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
2	平成30年1月23日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
3	平成30年1月26日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	2行目1文字目ないし4文字目
4	平成30年2月2日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の1行目 10文字目ないし2行目 4文字目	全て
5	平成30年2月7日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
6	平成30年3月26日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の1行目 ないし4行目	1行目ないし3行目
7	平成30年5月15日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	2行目1文字目ないし4文字目
8	平成30年5月22日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	2行目1文字目ないし4文字目
9	平成30年5月24日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
10	平成30年5月11日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
11	平成30年6月6日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
12	平成30年7月20日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
13	平成30年8月20日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の1行目 ないし4行目	全て
14	平成30年8月24日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の1行目 10文字目ないし2行目 4文字目	全て

15	平成30年9月10日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
16	平成30年9月18日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
17	平成30年11月5日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
18	平成30年11月7日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の1行目 ないし4行目	全て
19	平成30年11月27日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
20	平成30年11月15日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て
21	平成30年11月14日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目 及び3行目	2行目1文字目 ないし4文字目
22	平成30年11月29日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目 及び3行目	2行目1文字目 ないし4文字目
23	平成31年1月11日	11. 「相手方主要出席者名・人数」欄の2行目	全て